平成 21 年度 第 1 回 LP ガス設備設置基準等分科会 議事概要

1. 日 時: 平成21年9月16日(水)

2. 場 所: 高圧ガス保安協会 第5会議室 13:00~15:00

3. 出席者(敬称略順不同)

主 査:渡 辺

委員:萩原、榎本、戸塚、井出(増田代理)、秋山

K H K:北 出、吉 瀬、熊 谷

4. 配付資料

資料1 LP ガス設備設置基準等分科会委員名簿

資料2 平成 19 年度第 1 回 LP ガス設備設置基準等分科会議事録(案)

資料3 LP ガス設備設置基準及び取扱要領(KHKS0738)の改正について(案)

資料4 LP ガス設備設置基準及び取扱要領(KHKS0738)改正案

5. 議事概要

- (1) 開催に際して、事務局から挨拶があった。
- (2) 事務局から、資料2に基づき「平成19年度第1回LPガス設備設置基準等分科会議事録(案)」の説明があり、当議事録(案)について採決を行ったところ、LPガス設備設置基準等分科会委員(8名)の過半数の賛成(出席委員6名全員の賛成)により可決された。
- (3) 事務局から、資料3に基づき「LP ガス設備設置基準及び取扱要領(KHKS0738)の改正について(案)」 及び資料4に基づき「LP ガス設備設置基準及び取扱要領(KHKS0738)改正案」の説明があり、以下の 意見交換等があった。
 - 〇これまで供給機器工業会において、「災害に強い LP ガス」との観点から自然災害対策のための視察調査等を実施し、その調査結果等を今回の改正案にも反映しており、その点をご理解いただきたい。
 - ○「最新の通信事情の反映」において、工事担任者の資格であるアナログ第3種が AI 第3種に切り替わったので、それに則る表現にすべきではないか?
 - →アナログ第3種とAI第3種は切り替わったわけではなく両者には差異があり、前者はISDN等の工事は実施できないため、新(案)通りの記述でよい。
 - 〇器具製造事業者の立場では、低圧配管施工の際、シールテープの誤った使用が器具の動作不良に繋がってしまうことを危惧している。そのため、「設置上の注意事項について」において、ねじ接続ではシールテープの使用を避ける旨の記述を加えたが、実務上問題はないか?
 - →ねじの滑りを良くする等のため、32A 以上の配管ではシールテープを使用している。器具の動作 不良につながるテープの切れ端発生は、テープの巻き方に問題があり、ねじ山を二山残せばよい。 施工時に注意するよう喚起する記述を加えることとする。
 - 〇「寒冷地における供給設備/雪害対策」において、配管補強の説明図が1本のねじでアングルを固定しているように見えるが、実際には垂直方向二カ所で固定している(固定ねじが1本であると、アングル材が回転してしまう。)。
 - →図の説明に2本で固定する記述を加える。

- 〇「寒冷地における供給設備/雪害対策」の改正案で、「融雪期には容器の転倒防止用の鎖を確実 に施す」との記述があるが、状況説明などが不十分であり誤解を招くおそれがある。
 - →状況説明等追加し、誤解を招かない記述に訂正する。
- 〇上記同項目において、建物の凹み部分への設置例について、平面図上では屋外屋内の認識の違いを生じる可能性がある。
 - →建物の凹み部分は、「漏れたガスが滞留しないような場所」に限定する旨、記載し、誤解を生じな いようにする。
- ○「望ましい LP ガス設備の例」において、現在では使用例の少ない器具等が見られる。また、同例に ファンヒータを加えた方が良い。
 - 例) 壁埋込形ヒューズガス栓、ガスエアコン、貯湯式湯沸かし器
 - →現状に合わせた図とする。
- 〇上記同例において、CO 警報器が設置されているが、業務用 CO センサは対象としないのか?
 - →現在 KHK にて、CO 警報器等についての設置基準等を検討しており、その検討結果により設置基準等が明確になるまで保留したい。
- ○「気密試験/高圧部の気密試験について」の改正案において、高圧部の気密試験をメーカーの合格証等の確認に代えることができるとしているが、気密試験についてはメーカー検査の範疇ではないと思われる。
 - →従来通りの記述とする。
- 〇「ホース類の選定」等の表中において、「大口径迅速継手」との表現は意識的に「大口径」を加えたものか?
 - →大口径迅速継手は、プラスチックを材料とする小口径迅速継手と異なり、金属を材料とするため。
- ○上記同項目において、燃焼器用ホースの呼びに違和感がある。
 - →配管とホース等では呼びの意味が異なるため。
- ○「寒冷地における供給設備/雪害対策」において、容器収納庫の設置例写真が、コンクリートブロック製の側溝を用いていないものと思われる。
 - →設置例写真にあった説明に修正する。
- ○青本内にエコウィルやエネファームの関連事項は記述しないのか?10kW 未満の当該設備について は供給設備や排熱利用設備は液石法の範囲になり、器具栓までは青本での記載が必要となると考 える。
 - →青本中「接続具と燃焼器具、末端ガス栓等との接続関係」の表中等にエコウィル、エネファームに ついての事項を記述することとする。エネファームやエコウィルは商品名であるため、その名称の 記載方法については黒本と整合を図りながら検討する。

上記の意見交換・訂正等を踏まえて、当該資料について採決を行ったところ、LPガス設備 設置基準等分科会委員(8名)の過半数の賛成(出席委員6名全員の賛成)により可決された。

6. その他

上記 5 に係わる規格の改正案については、必要な修正を実施し、再度、分科会委員に提出した後、平成 21 年 10 月下旬若しくは 11 月初旬に開催予定の液化石油ガス規格委員会に上申することとした。